

属性型 個人事業主お申込み時に必要な書類

必須書類	
利用申込書	Web 申込後に印刷される本サービス利用申込書
印鑑登録証明書	セコムに書類到着時点で発行日が3か月以内のもの
住民票（コピー不可）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号（マイナンバー）の記載がある場合は該当箇所をマスキング（墨塗り）されたもの ・[名前][住所][生年月日][性別]を証明する「住民票記載事項証明書」または「広域交付住民票」も可 ・セコムに書類到着時点で発行日が3か月以内のもの
本サービス料金の振込控え もしくは振込控えコピー	口座の残金等の不要な項目をマスキング（墨塗り）可
個人事業主を証明する書類として、 <u>登記所・税務署・都道府県税事務所・都道府県労働局・日本年金機構等の公的機関、行政機関および認可法人等に提出された書類</u> 、または <u>交付された書類</u> であり、 <u>以下の要件①および②を満たす書類の原本（もしくは控え）のコピー1点</u> ①公的機関、行政機関および認可法人等の印、または受領印がある ※注1 ②申請事業所等の代表者名、事業所名および所在地が記載されている ※審査に不要な情報（納税額等）はマジックインキや修正液などで消した書類でも受付可	<p><書類例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業開業届出書 ※受領印の日付から1年以内のもの ※注1 ・労働保険の概算保険料申告書（有期事業） ※受領印の日付から1年以内のもの ・労働保険の概算・確定保険料申告書 ※受領印の日付から1年以内のもの ・健康保険/厚生年金の保険の算定基礎届 ※受領印の日付から1年以内のもの ・健康保険/厚生年金の算定基礎届総括表附表 ※受領印の日付から1年以内のもの ・所得税青色申告決算書（一般用） ※受領印の日付から1年以内のもの ※注1 ・収支内訳書（一般用）（白色申告用） ※受領印の日付から1年以内のもの ※注1 ・消費税の確定申告書 ※受領印の日付から1年以内のもの ※注1 ・事業税・住民税の中間・確定申告書 ※受領印の日付から1年以内のもの ・営業証明書 ※発行日から1年以内のもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・所在証明書 <ul style="list-style-type: none"> ※発行日から1年以内のもの ・社会保険料の領収書 <ul style="list-style-type: none"> ※発行日から1年以内のもの ・労働保険料の領収書 <ul style="list-style-type: none"> ※発行日から1年以内のもの ・宅地建物取引業者免許証 <ul style="list-style-type: none"> ※発行日から5年以内のもの ・登記事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> ※発行日から3か月以内のもの ※個人事業主が、商号を登記している場合 <p>※加入者が弁理士の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本弁理士会の押印があり、申請事業所等の代表者名、事務所名および所在地が記載されている日本弁理士会が発行する弁理士登録簿の登録事項に関する証明書 <ul style="list-style-type: none"> ※発行日から3か月以内のもの <p>※加入者が弁護士の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県弁護士会会長の押印があり、申請事業所等の代表者名、事務所名および所在地が記載されている各都道府県弁護士会が発行する会員証明書 <ul style="list-style-type: none"> ※発行日から3か月以内のもの <p>※加入者が行政書士の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本行政書士会連合会会長の押印があり、申請事業所等の代表者名、事務所名および所在地が記載されている日本行政書士会連合会が（以下、「日行連」という）発行する登録事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> ※発行日から3か月以内のもの
--	--

注1) e-Tax により提出した場合は、受付日時と受付番号が記載されている e-Tax の受信通知画面、および同一の受付日時と受付番号が記載された当該帳票の印刷物を提出するものとし、受付日時に記載された日付を受領印の日付とします。

任意書類	
戸籍全部事項証明書 または戸籍個人事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者の氏名に旧姓を用いる場合のみ必要 (ただし、ご提出いただく「住民票 (コピー不可)」に旧姓が記載されている場合は不要) ・「戸籍謄本」または「戸籍抄本」でも可 ・セコムに書類到着時点で発行日が3か月以内のもの
代理受取人の印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・電子証明書の受取に代理受取人を指定する場合のみ必要 ・セコムに書類到着時点で発行日が3か月以内のもの
パスポート(身分事項のページ)のコピー または特別永住者証明書(氏名、有効期限が記載されている面)のコピー または在留カード(氏名、有効期限が記載されている面)のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・ローマ字を変更する場合、または外国籍の場合 ・ヘボン式によらない氏名ローマ字を希望する場合 (ただしヘボン式以外のローマ字として長音を表す OO、OU、UU、OH の登録のみを希望する場合は不要)